

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

2021年2月

この重要事項説明書は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。また、保険契約者ご本人以外の被保険者にも、本書面に記載した内容をお伝えください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1. 商品の仕組み

契約概要

名称

家財保険・賠償責任保険 スマ Qhome

特徴

この保険は、家財保険普通保険約款および賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。火災をはじめとする様々な事故による居室内の家財の損害や、住宅の貸主または他人に対する法律上の損害賠償責任を補償するものです。

2. 保険の目的

契約概要

注意喚起情報

保険の目的（補償されるもの）

居住する住宅および住宅と同一の敷地内にある物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」です。

保険の目的に含まれないもの（補償されないもの）

以下のものは補償されない主なものです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

- ① 自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
- ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- ④ 動物および植物等の生物。
- ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。
- ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラムその他これらに準ずるもの。

- ⑦ 商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。
など

3. 補償内容

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする場合

(1) 損害保険金等

損害保険金

火災、落雷、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ、風災・ひょう災・雪災、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊、騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為など、家財の盗難、通貨の盗難、預貯金証書の盗難、いたずら、水害

持ち出し家財保険金

日本国内の他の建築物（アーケード、地下道等もっぱら通路に利用されるものを除きます。）において家財に生じた損害

費用保険金

臨時費用保険金、修理費用保険金、水道管等修理費用保険金、地震火災費用保険金、ドアロック交換費用保険金、ピッキング防止費用保険金、残存物清掃費用保険金、近隣見舞費用保険金、緊急避難費用保険金、洗面台交換費用保険金、ガラス交換費用保険金、便器交換費用保険金、浴槽交換費用保険金、遺品整理費用保険金

(2) 賠償責任保険金

借家人賠償責任保険金

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより住宅が損壊した場合で、その貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合

個人賠償責任保険金

日本国内において、被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の傷害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

保険金をお支払いしない主な場合

以下に該当する場合、当社は保険金をお支払いしません。免責事由の詳細については「普通保険約款・特約」をあわせてご確認ください。

(1) 損害保険金等

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失または法令違反
- ② 家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする親族の故意
- ③ 家財もしくは持ち出し家財の紛失または置き忘れ
- ④ 家財が野外にある間に生じた盗難
※ ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

など

(2) 賠償責任保険金

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者の心神喪失または指図
- ③ 住宅の改築、増築、取り壊し等の工事
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する者に対する賠償責任
- ⑦ 被保険者の職務、業務遂行に直接起因する賠償責任
- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
など

4. 保険期間および保険責任の開始日時と終了日時

契約概要

注意喚起情報

(1) 保険期間

保険期間は2年です。

(2) 保険責任の開始日時と終了日時

保険始期日の0:00に開始し、保険始期日の2年後の同一日付の前日の24:00に終了します。

5. 付帯する特約及びその概要

契約概要

(1) 家財保険

クレジットカードによる保険料一括支払いに関する特約

クレジットカードにより、保険料を一括でお申込みいただきます。

法人等契約の被保険者に関する特約

契約者が法人又は個人事業主の場合、被保険者は当該法人等の役員または使用人で保険証券記載の住宅に入居する者としてします。

(2) 賠償責任保険

クレジットカードによる保険料一括支払いに関する特約

当社が指定するクレジットカード払いの方法により、保険料を一括でお申込みいただきます。

法人等契約の被保険者に関する特約

契約者が法人又は個人事業主の場合、被保険者は当該法人等の役員または使用人で保険証券記載の住宅に入居する者としてします。

※ ご加入いただくプラン・内容によって異なりますので、保険証券にてご確認ください

6. 保険料および支払方法

契約概要

注意喚起情報

保険料はお申込み時に画面等に記載しておりますので、ご確認ください。

保険料は、クレジットカードにより一括でお申込みいただきます。

7. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

8. 解約および解約返戻金

契約概要

保険契約者は、書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

保険期間の途中で解約される場合は、保険始期日からの経過日数に応じて領収済の保険料に以下の係数をかけて算出した保険料を返還します。

	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1年目	85%	81%	78%	74%	70%	67%	63%	59%	56%	52%	48%	44%
2年目	41%	37%	33%	30%	26%	22%	19%	15%	11%	7%	4%	0%

(注) 計算結果の10円未満の端数は、1円の位を四捨五入して10円単位とします。

9. クーリングオフ **注意喚起情報**

(1) ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

ただし、次のご契約等はクーリングオフできませんのでご注意ください。

① 営業または事業のためのご契約

② 一般社団法人もしくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない団体もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもの、または国もしくは地方公共団体が締結したご契約

(2) クーリングオフをされる場合は、保険契約申込日からその日を含めて8日以内にe-mailまたは郵送（ハガキ・封書）にてご連絡ください。

(3) ご送信いただくe-mailまたはご郵送いただくハガキ・書面には、次の事項を記載してください。

<e-mailでのお手続きをご希望の場合>

- ① ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ② ご契約者の氏名、連絡先電話番号、e-mail アドレス
- ③ 申込年月日、保険商品名（スマQhome）、証券番号

【送付先】 customer-support@tssi.co.jp

【件名】 クーリングオフ希望

※ 必ずお申込み時にご登録いただいた e-mail アドレスから送信してください。

<郵送でのお手続きをご希望の場合>

- ① ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ② ご契約者の氏名（捺印）、住所、連絡先電話番号
- ③ 申込年月日、保険商品名（スマQhome）、証券番号

【送付先】 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-10-8 道玄坂東急ビル 2F
東急少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

10. 被保険者

契約概要

注意喚起情報

(1) 範囲

家財保険、賠償責任保険の被保険者は、この保険における住宅に居住するお申込み時にご登録いただいた被保険者（「記名被保険者」といいます。）およびその方と同居する方（「無記名被保険者」といいます。）をいいます。

なお、無記名被保険者とは、

- ① 当社の他の家財保険契約および賠償責任保険契約における記名被保険者でないこと
- ② この家財保険および賠償責任保険における住宅を生活の本拠（※）とすること
のいずれにも該当する方をいいます。

※ 生活の本拠とは、主に生活をしている場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間居住する住宅をいいます。

(2) 制限

被保険者には次の制限がありますのでご注意ください。

- ① 家財保険、賠償責任保険の記名被保険者が、当社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者になることはできません。
- ② 当社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の記名被保険者が、この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者になることはできません。
- ③ この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者が当該住宅に居住しなくなった場合、または当該住宅を生活の本拠として居住しなくなった場合には、この家財保険契約、賠償責任保険契約の被保険者の資格を喪失します。

11. 告知義務 **注意喚起情報**

契約者、被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務があります（告知義務）。当社がおたずねすることについて、事実を正確にもれなくお知らせください。告知事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

12. 通知義務 **注意喚起情報**

ご契約時にご登録いただいた情報（住宅の用途、保険契約者の住所、保険契約者または被保険者の死亡等）に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご連絡ください。ご変更が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかったときは、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除する場合があります。

13. 保険金額の削減・保険料の増額 **注意喚起情報**

保険金の支払事由が集積し、当社の経営維持に重大な影響があると認められる場合は、保険金の削減を行うことがあります。

また、保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、当社が保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合は、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

14. 保険契約の継続 **注意喚起情報**

- (1) 当社は、保険契約を継続する場合には保険終期日の 60 日前までに、保険契約者宛に継続案内書により通知します。
- (2) 継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるとき、または継続しないときは、保険契約者はこの保険契約の満了する日の 30 日前までに、当社宛書面にて通知してください。
- (3) この保険契約の満了する前日までに特段の申出がない場合には、継続案内書に記載された内容で保険契約を継続します。
- (4) 当社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行うことがあります。この場合、保険契約者宛に書面にて速やかに通知します。
 - ① 保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること。
 - ② 当該商品が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、継続を引き受けないことがあること

15. 補償の重複 **注意喚起情報**

被保険者ご本人またはそのご家族が契約されている保険契約等により、すでに同種の補償がある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも

補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額を十分にご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

＜ 補償重複となる可能性がある主な補償・特約 ＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
賠償責任保険	自動車保険・傷害保険等の個人賠償責任特約

16. 少額短期保険業者について **注意喚起情報**

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ① 保険期間は2年または1年までと定められています。
- ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。
- ③ 一被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
- ④ 一契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

17. 少額短期保険業者破綻時の取り扱いについて **注意喚起情報**

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

18. 指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

- TEL: 0120-82-1144
- FAX: 03-3297-0755
- 受付時間: 9:00～12:00、13:00～17:00
- 受付日: 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

19. 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

当社の個人情報の取扱いは以下のとおりです。

(1) 個人情報の利用目的

当社は個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的の他に利用することはありません。

- ① 各種保険契約の引受、維持管理、保険金等の支払
- ② 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ③ 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供、契約の維持管理
- ④ その他保険業務に関連・付随する業務

(2) 個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人様の個人情報を外部に提供することはありません。

- ① あらかじめ、ご本人様が同意されている場合
- ② 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社募集代理店を含む）へ委託する場合
- ③ 再保険の手続をする場合
- ④ ご本人様または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤ ご本人様の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥ 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ⑦ その他法令に根拠がある場合

詳細は当社ウェブサイト「個人情報保護に関する基本方針」<<https://www.tssi.co.jp/privacy/>>をご覧ください。

○ 問い合わせ先（保険に関する相談・苦情・連絡窓口）

東急少額短期保険株式会社：<customer-support@tssi.co.jp>